

感 対 第 1 0 7 号
茨 医 発 第 3 5 号
令和5年4月21日

各郡市医師会長 殿
各医療機関管理者 殿

茨 城 県 保 健 医 療 部 長
一般社団法人 茨城県医師会長

**新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更
を踏まえた本県の対応について（依頼）**

日頃から本県の感染症対策の推進についてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけられることとなりました。

その際、各医療機関における医療提供体制については、以下の厚生労働省から発出されている事務連絡等（以下「厚生労働省事務連絡」という）に基づき対応いただくこととなり、本県における5類感染症への位置づけ後の医療提供体制について、下記のとおりお示いたしますので、各医療機関におかれましては、全ての県民が安心して必要な医療を受けられるよう、ご対応いただきますようお願いいたします。

（参考）

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001074917.pdf>
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001083715.pdf>

(1) 発熱患者等への対応

- ・ 政府では、「外来対応医療機関」（従来の「診療・検査医療機関」）の公表を継続し、季節性インフルエンザに関する診療と同様に、広く一般的な医療機関での対応を目指すこととしていることを踏まえ、本県では、5月8日以降、現在県のウェブページに掲載されている医療機関一覧を活用して、同一覧に院内トリアージ実施料の算定要件となる「かかりつけ患者以外への対応」の情報、発熱患者から電話相談があった際の対応等を併せて掲載してまいります。（別途、「かかりつけ患者以外のへの対応」等について確認依頼をご案内いたします。）
- ・ 本県では今後、県民に対して、受診時のマスク着用や事前の予約についても周知するとともに、厚生労働省作成の院内感染対策等の啓発資材を活用しながら、広く医療機関に周知等を行ってまいりますので、各医療機関におかれましては、引き続き診療・検査体制を維持・拡充いただきますようお願いいたします。
- ・ なお、位置づけ変更後は、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナにり患している若しくはその疑いがあるということのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しないため、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に案内いただきますようお願いいたします。
- ・ また、診療対応いただいた患者の病態悪化等に対応するため、患者に対して体調悪化時は自院に相談するようお声がけいただくなど、診療等についてご対応いただきますようお願いいたします。

(2) 入院患者への対応

【病床の確保】

- ・ 新型コロナウイルス感染症の入院患者の対応については、これまで県から要請を受け、病床を確保していた入院受入医療機関を中心に担っておりましたが、5月8日以降、入院受入医療機関は「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」に基づく重症・中等症Ⅱの患者の受入に重点化し、軽症・中等症Ⅰで入院を要する患者は、病床を有する全ての医療機関で入院対応することとなります。
- ・ 重症・中等症Ⅱの患者の入院受入れについては、別途、入院受入医療機関との間で確保病床数等について調整しているところですが、各医療機関におかれましては、他の疾患と同様に、軽症・中等症Ⅰで入院を要する患者を受け入れられるよう、院内の体制整備を進めていただきますようお願いいたします。その際、国の緊急包括支援交付金により、本年度においても、重点医療機関等向けに必要な施設整備費等への補助が継続される予定となっておりますことから、詳細については後日、対象の医療機関にお知らせいたします。
- ・ なお、5月8日から当面の間は、有床診療所を除く県内全病院において入院対応をお願いしたいと考えておりますが、体制の整った有床診療所においても、入院患者の受け入れを進めていただきますようお願いいたします。

【入院調整】

- ・ 患者の入院先の調整については、これまで県（入院等調整本部、保健所）を中心に調整しておりましたが、5月8日以降、他の疾患と同様に、患者の診療を行った医療機関が入院の可否を判断し、必要に応じて医療機関間で患者の入院先の調整を行っていただくこととなります。

- ・ その際、病院や有床診療所において、患者の入院受入が困難な場合（入院後、患者の症状悪化により当該医療機関で対応困難となった場合を含む。）は、当該医療機関が他の医療機関（窓口：地域医療連携室など）へ受入依頼を行っていただくとともに、無床診療所においても、入院を要する患者を診療した際は、当該医療機関が他の医療機関（窓口：地域医療連携室など）へ受入依頼を行っていただきますようお願いいたします。
- ・ 併せて、入院を要する重症・中等症Ⅱの患者については、早期に受け入れていただく必要があることから、6月末までの間、県内の病院及び有床診療所に対して、「茨城県コロナ感染症医療連携システム（「i-HOPE」）」により、入院受入医療機関における重症・中等症Ⅱの患者の病床使用状況を閲覧できるようにいたします。（別途、閲覧用のID及びパスワードをご案内いたします。また、無床診療所における対応方法については別途ご案内いたします。）
- ・ 加えて、医療機関間での入院調整が困難な場合に備え、同じく6月末までの間、以下のとおり県（入院等調整本部、保健所）において、医療機関からの入院調整に関する相談に対応いたしますので、ご承知おき願います。
- ・ なお、上記見直し等に伴い、入院調整に当たり使用してきた「茨城県コロナ調整本部 活動状況シグナル」及び「新型コロナウイルス感染者の診療における要経過観察患者診断のためのスコア」等については、5月8日以降廃止いたしますので、ご留意願います。

【県（入院等調整本部、保健所）における相談対応】

対象患者：重症・中等症Ⅱの患者のうち、医療機関による入院調整において、

「5件以上不応需」かつ「調整開始から1時間以上経過しても受入先が見つからない場合」

相談事項：医療機関間の入院調整に関する相談対応（県による入院調整の代行を除く）

相談時間：平日日中（8:30～17:15） 各保健所が相談対応

土日・夜間（上記以外） 入院等調整本部が相談対応

※入院等調整本部の電話番号は非公開としておりますので、別途ご案内いたします。

相談方法：① 各医療機関は、対象患者に関する情報を県に提供することについて、あらかじめ患者やその家族に説明して同意を得るとともに、当該患者の診療情報提供書内に、患者の同意を得ている旨ご記載ください。

②（同意を得た上で）各医療機関は、上記相談時間に応じて、管轄の保健所ないし入院等調整本部へご相談ください。（必要に応じて当該診療情報提供書を県に送付）

留意事項：これまでの患者情報の取得や入院勧告等に関する各種権限の法的根拠がなくなるため、県は入院調整ができなくなるほか、患者等の同意がない場合は診療情報提供書等に基づく相談対応もできなくなる点について、ご留意願います。

（3）宿泊療養施設の運営

- ・ 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛は求められなくなるため、これまでの隔離のための宿泊療養施設の位置づけは終了いたしますが、9月末までの間、高齢者や妊婦の方の療養を目的とした宿泊療養施設の運営を継続することが可能となりますことから、本県では、引き続き、県内複数施設で宿泊療養施設を運営してまいります。
- ・ 入所方法につきましては、各医療機関より患者に配布いただいている「新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ」に記載されておりますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症と診断された患者へご案内いただきますようお願いいたします。

(4) 自宅療養者への対応

- ・ 5月8日以降、健康フォローアップセンターでの陽性者登録や、発生届を基にした県からのプッシュ型の健康観察については終了となりますが、陽性判明後の体調急変時の相談体制は継続することとなります。
- ・ このため、本県では、5月8日より当面の間、新たに「茨城県新型コロナウイルス感染症電話相談センター」を開設するとともに、夜間における体調急変時の対応に備え、おとな救急電話相談（#7119）や子ども救急電話相談（#8000）を活用してまいります。

【茨城県新型コロナウイルス感染症電話相談センター】

対応時間：7時30分～21時00分（土日・祝祭日・年末年始を含む）

電話番号：029-301-3200

相談事項：発熱等の症状を有する相談者に対する対応可能な医療機関の案内
自宅療養者の体調悪化時の健康相談 等

(5) 発生状況の把握、公表

- ・ 5月8日以降、感染症法に基づく発生届及び医療機関からの総数報告による発生状況の把握は終了となり、季節性インフルエンザと同様に、県内約120箇所の定点医療機関の報告による発生動向の把握に移行いたします。
- ・ また、県内の新型コロナウイルス感染症発生状況等については、これまで毎日公表していたところですが、5月8日以降は、原則毎週木曜日、県衛生研究所（感染症情報センター）のウェブページに、新型コロナウイルス感染症の一週間ごとの報告状況を掲載いたします（初回は5月18日を予定）ので、各医療機関におかれましては、当該ウェブページより本県の発生動向を把握いただきますようお願いいたします。

（掲載場所）

茨城県衛生研究所（感染症情報センター）

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/eiken/idwr/index.html>

(6) 高齢者施設等における対応

- ・ 5月8日以降、引き続き高齢者施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は継続することとなり、高齢者等福祉施設における陽性者への早期診療・治療等に向けては、協力医療機関等が施設の状況を十分に把握していることが重要となります。
- ・ 各医療機関におかれましては、日頃から連携している施設の状況把握に努めていただくとともに、各施設から情報共有や相談等があった際は適切に対応いただきますようお願いいたします。